

自立支援医療（育成医療）について

＜育成医療とは＞

18歳未満で身体に障害がある児童や、現在かかっている疾患を放置すると将来一定の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる場合、その医療費（健康保険適用分）の一部を公費負担する制度です。指定自立支援（育成）医療機関での治療のみが対象となります。また、一定所得以上の世帯は対象とならないことがあります。

事前申請が原則ですので、治療開始前に奈良市保健所保健予防課へ提出してください。保護者の住所が奈良市内にある方が対象となります。

1. 対象となる障害

- ① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害
⑤ 心臓機能障害 ⑥ 腎臓機能障害 ⑦ 小腸機能障害 ⑧ その他内臓機能障害（一部先天性のものに限られます）⑨ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

2. 新規・再認定（継続）申請の必要書類

- ① 自立支援医療費支給認定申請書…保護者が記入
② 自立支援医療（育成医療）意見書…自立支援医療（育成）指定医療機関の担当医師が記入作成したもの（医師の意見書記載日より3か月を過ぎると受付することができません。）
③ 加入医療保険情報確認書類の写し…受診者本人と被保険者（国民健康保険、国民健康保険組合の場合は加入している家族全員）のもの
④ 同意書兼世帯状況申出書…保護者が記入
⑤ 市民税（非）課税証明書…治療開始月が1月から6月の場合は前年度の証明書、7月から12月の場合は本年度の証明書

※1月1日（治療開始月が1月から6月の間は前年1月1日）に奈良市に住所があった方は、同意書兼世帯状況申出書を提出していただくことで、省略していただけます。

保険種別	市民税（非）課税証明書を提出していただく方
国民健康保険（退職国保含む） 国民健康保険組合	同じ国保に加入している方全員分 ※義務教育を修了していない方は省略できます。
被用者保険（全国健康保険協会・ 健保組合・共済など）	被保険者の方のみ ただし、被保険者が非課税の場合は、保護者全員分
生活保護を受けている世帯及び 中国残留邦人等支援給付世帯	受給証明書（課税証明書は不要です）

※非課税世帯の場合は、健康保険証の種別にかかわらず保護者全員の（非）課税証明書が必要です。

- ⑥ 遺族年金、障害年金、労災による障害給付、特別障害給付金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当等の給付金額がわかる書類の写し（コピー）…市民税非課税世帯のうち、これらの年金・手当を受給されている方のみ
⑦ 特定疾病療養受療証の写し…腎臓機能障害に対する人工透析を受療される方のみ
⑧ 個人番号（マイナンバー）確認書類…別紙を確認のうえ必要なものを持参してください。（郵送で申請の場合は、確認書類のコピーを同封してください。）

◆個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

◆身元確認ができるもの

3. 自己負担額について

①自己負担額

育成医療の支給認定を受けた場合、原則として総医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準に応じて負担上限額を設定します。

★負担上限額は、入院・通院を問わず同じ金額となり、日割り計算は行いません。

所得区分			自己負担の月額上限額	
			一般	重度かつ継続※1
生保	生活保護等世帯		0円	
低1	市民税 非課税	収入 80万9,000円以下	2,500円	
低2		収入 80万9,000円超	5,000円	
中間1	市民税 課税	市民税所得割33,000円未満	5,000円	5,000円
中間2		市民税所得割 33,000円以上235,000円未満	10,000円	10,000円
一定以上		市民税所得割235,000円以上	育成医療対象外	20,000円

…育成医療の経過措置（経過措置終了後は見直される予定です）

※1 市民税課税世帯であって『重度かつ継続』に該当する場合

- ・疾病等から対象になる者…心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・高額な費用負担が継続することから対象となる者…申請前12か月間において、申請者の属する医療保険の世帯が4回以上高額医療費の支給を受けた月があること

（注）平成24年度から適用された扶養控除廃止については、影響が生じないように廃止前の市民税所得割額を算定し決定します。住宅借入金等特別税額控除及びふるさと納税については、税額控除前の金額となります。

②自己負担額の徴収

自己負担額については、『自立支援医療受給者証』に記載の自己負担額上限額の範囲内で、医療機関等でお支払い下さい。なお、受給者証と併せて『自己負担上限額管理票』を送付しますので、医療機関等にてお支払い時に提示して下さい。

☆申請書類は、奈良市ホームページからダウンロードできます。

奈良市ホームページ <http://www.city.nara.lg.jp/>

「育成医療」で検索→「自立支援医療（育成医療）支給認定について」

【お問い合わせ・申請先】

奈良市保健所 保健予防課 医療給付係 電話 0742 - 93 - 8397
〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター4階

